

浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業
所整備促進事業)交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、再生可能エネルギーによるエネルギーの創出とエネルギーの効率的な利用及び自立・分散型電源の確保を目指し、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくりとゼロカーボンシティの推進を目的として、再生可能エネルギーの自家消費型設備(以下「補助対象機器」という。)を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、浪江町補助金等の交付等に関する規則(昭和60年浪江町規則12号。以下「規則」という。)及び浪江町補助金交付要綱(昭和60年浪江町訓令第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難指示解除区域 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定に基づく居住制限区域及び避難指示解除準備区域をいう。
- (2) 特定復興再生拠点区域 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第17条の2第1項の規定に基づく特定復興再生拠点区域をいう。
- (3) 事業所等 町内に所在する工場、事務所、作業場その他の事業用不動産及びこれに付随する建物並びにその所在する敷地をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、事業所等に次の各号に掲げる機器を設置するものとし、その要件は別表第1に定めるところによるものとする。ただし、本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施したものは除く。

- (1) 自家消費型太陽光発電システム(以下「太陽光発電システム」という。)
- (2) 自家消費型蓄電池システム(以下「蓄電池」という。)

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 町内に事業所等を有する法人(国、国の所管する独立行政法人及び地方公共団体を除く。)
- (2) 町内に事業所等を有する青色申告を行っている個人事業主
- (3) 前2号に掲げる者にPPA(エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態)・リースを行う民間事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金を交付しない。

- (1) 浪江町税に滞納がある者

- (2) 浪江町暴力団排除条例（平成 26 年浪江町条例第 1 号）第 2 条第 1 号に掲げる暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等（法人が申請者の場合は使用者も含む。）

（補助対象機器を設置できる場所）

第 5 条 補助対象機器を設置できる場所は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 浪江町内の避難指示解除区域又は特定復興再生拠点区域内の事業所等。
- (2) 浪江町内の避難指示解除区域又は特定復興再生拠点区域内の建物又は土地であって、補助対象者と所有者の間で補助対象事業の実施について同意を得ているもの（ただし、他法令の許認可が必要な建物又は土地においては、その許認可を得たものに限る。）。（補助対象事業の実施に係る同意書（様式第 2 号））

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、別表第 2 に定める額とする。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象機器の購入費
- (2) 補助対象機器の設置に要する経費（設計費、工事費）

（補助金交付の申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金（脱炭素社会型事業所整備促進事業）交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器を設置しようとする事業所の位置図
- (2) 補助対象機器を設置しようとする事業所の建物登記簿本の写し又は事業所の所在地の土地登記簿本の写し
- (3) 補助対象機器の設置に要する費用の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書の写し
- (4) 設置する補助対象機器の仕様が分かる書類
- (5) 補助申請者が事業を営んでいることを証明する書類として次に掲げるもの
- ア 法人の場合 法人登記事項証明書又は事業概略説明書の写し
- イ 個人事業主の場合 青色申告書の写し
- (6) 補助対象機器の出力の妥当性を判断する書類として次に掲げるもの
- ア 事業所等における 1 年間の消費電力量が分かる書類
- イ 1 年間の消費電力量のシミュレート結果が分かる書類
- ウ 事業所における最大需要電力量が分かる書類
- (7) 町税等の未納がないことを証する書類
- (8) 補助金を入金する口座が確認できる預金通帳の写し

- (9) 補助申請者と補助対象設備を設置する土地又は建物の所有者が異なる場合 補助対象事業の実施に係る同意書(様式第2号)
- (10) PPA 契約・リース契約の場合 契約書及び料金計算書その他これに類する書類
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金交付の決定)

第8条 町長は、規則第5条の規定により交付を決定する場合は、浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(計画変更の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第7条の申請書の内容を変更する場合又は補助対象機器設置を中止しようとするときは、速やかに浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)変更(中止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の実施が困難になった場合は、当該年度の2月末日までに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金変更の決定)

第10条 町長は、前条の承認申請があったときは、補助金交付の申請と同様の手続を経て、変更交付又は中止の決定を、浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)変更(中止)決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した場合は、規則第13条の規定による実績報告を浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)実績報告書(様式第6号)により、交付決定の日の属する年度の3月20日までに、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の設置に係る領収書の写し
- (2) 電力受給契約確認書の写し
- (3) 補助対象機器設置箇所の施工前後の現場写真
- (4) 発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(補助金の交付額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合は、これを審査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、規則第14条の規定により補助金の交付額を確定し、浪江町事業者向け再生可能エ

エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)交付額確定通知書(様式第7号)により速やかに交付対象者に通知するものとする。

(交付金の交付請求)

第13条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)交付請求書(様式第8号)による補助申請者の請求に基づき、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) この要綱の規定又はこれに基づく町長の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の交付を受けたものに通知するものとする。

(確認)

第15条 町長は、補助対象事業を適正に執行するため必要があると認めたときは、補助対象事業の状況について、施工の現場における確認を行うことができる。

(利用状況の報告)

第16条 補助事業者は、補助対象事業の完了日の年度及び翌年度の事業実施結果について、各翌年4月30日までに、浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)利用状況報告書(様式第9号)により、過去1年間(初年度は補助対象事業を完了した日から3月末までの期間)の発電量、電力消費量について、町長に報告しなければならない。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に係る契約書その他の経理を明らかにする関係書類(以下「帳簿等」という。)を当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、第19条に規定する期間を経過しない場合においては、取得財産等を管理するための台帳及び発電量、電力量について記録した事業実施結果その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(取得財産の管理)

第 18 条 補助事業者は、取得財産等について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の申請)

第 19 条 補助事業者は、次の各号に掲げる期間内に取得財産等の処分等を行ってはならない。ただし、あらかじめ、浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)処分承認申請書(様式第 10 号)を町長に提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。

(1) 太陽光発電システム 設置の日から 17 年以内

(2) 蓄電池 設置の日から 6 年以内

(取得財産の処分の確定通知)

第 20 条 町長は、前条ただし書の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認の可否を決定したときは、当該申請をした者に対し、速やかに浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)処分承認(不承認)決定通知書(様式第 11 号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 21 条 町長は、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を受けたものに対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 第 14 条第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消したとき。

(2) 第 19 条の規定に基づく承認をしたとき。

(データ等の提供要請)

第 22 条 町長は、補助対象者に対し、必要に応じて発電量、売電量、自家消費率、買電量等に関する資料の提供を要請することができる。

(台帳の整備)

第 23 条 町長は、この要綱による補助金の交付状況について、浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)交付台帳を整備しなければならない。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 12 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表第 1(第 3 条関係)

補助対象 機器	要件
太陽光発電システム	以下の要件を全て満たすもの。 (1) 未使用の太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、パワーコンディショナー(インバータ又は保護装置)、交流側開閉器、発電量、売電量を計測する機器等で構成されたもの。 (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 (3) 次のア又はイのいずれかを満たすこと。 - ア 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の 50%以上を自家消費すること。 - イ 本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により事業所等に供給して消費すること。 (4) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給を行わないこと。 (5) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (6) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。 (7) PPA の場合、PPA 事業者(需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。)に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること(PPA 事業者が町内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 (8) リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (9) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。
	以下の要件を全て満たすもの。

蓄電池	(1) 本事業により導入する太陽光発電システムの付帯設備であること。 (2) 蓄電池から供給される電力が、事業所においてのみ使用されているもの。 (3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (4) PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること (PPA 事業者が町内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 4/5 とすることができる。)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 (5) リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (6) 未使用の定置用の蓄電池で、蓄電容量 (単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量) の 1kWh 当たりの価格 (工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。) が次に掲げるものであること。 ア 4,800Ah・セル/台 以上の蓄電池の場合、16 万円/kWh 以下 イ 4,800Ah・セル/台 未満の蓄電池の場合、14.1 万円/kWh 以下 (7) (6)アの場合、双葉地方広域市町村圏組合火災予防条例で定める安全基準の対象となるシステムであり、蓄電池に加え、インバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を加えたシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 (8) (6)イの場合、以下 a ～ f のすべてを満たすもの。 a 蓄電池パッケージ 蓄電池部 (初期実効容量 1.0kWh 以上) とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 b 性能表示基準
-----	--

	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること) (b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。 (c) 出力可能時間の例示 ① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MW のいずれかとする。 (d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 (f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 c 蓄電池部安全基準
--	--

	JIS C 8715-2 の規格を満足すること。 d 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JISC 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 e 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。 f 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	---

別表第 2(第 6 条関係)

補助対象機器	補助金の額
太陽光発電システム	(1) 1kW あたり 5 万円に、設置する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値(単位は kW で表示するものとし、小数点以下 2 桁未満の値があるときは、2 桁未満を四捨五入して得た値)を乗じて得た額。 (2) 交付上限額は 250 万円(公称最大出力値 50kW まで)とする。
蓄電池	(1) 1kWh 当たり以下に掲げる単価に、設置する蓄電池の公称最大蓄電容量の合計値(単位は kWh で表示するものとし、小数点以下 2 桁未満の値があるときは、2 桁未満を四捨五入して得た値)を乗じて得た額。 ア 4,800Ah・セル/台 以上の蓄電池の場合、5.3 万円/kWh イ 4,800Ah・セル/台 未満の蓄電池の場合、4.7 万円/kWh

	(2) 交付上限額は 106 万円(公称最大蓄電容量 20kWh まで)とする。
--	--

様式第 1 号(第 7 条関係)

浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

補助対象事業の実施に係る同意書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)変更(中止)承認申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)変更(中止)決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業)実績報告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 12 条関係)

浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業) 交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 13 条関係)

浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業) 交付請求書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 16 条関係)

浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業) 利用状況報告書

様式第 10 号(第 19 条関係)

浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業) 処分承認申請書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 20 条関係)

浪江町事業者向け再生可能エネルギー設備等導入補助金(脱炭素社会型事業所整備促進事業) 財産処分承認(不承認)決定通知書

[別紙参照]